

懲戒処分又は行政措置を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱

1 目的

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又は教職員の行為を戒め、注意を喚起するために行う訓告、嚴重注意等の行政措置（以下「行政措置」という。）を受けた教職員に対して実施する、職務に従事させつつ、教育に携わる公務員としての自覚を促し、倫理観の向上を図り、再発を防止するための取組（以下「継続的指導」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

継続的指導の対象者（以下「指導対象者」という。）は、岡山県職員であつて、岡山県教育委員会（以下「県教委」という。）により戒告、減給若しくは停職の懲戒処分又は行政措置を受けたもの（管理監督責任を負った者（懲戒処分の指針（平成16年10月13日付け、岡山県教育委員会制定）第3の8に規定する懲戒処分を受けた者又はそれに準じた行政措置を受けた者をいう。以下同じ。）を除く。）とする。なお、管理監督責任を負った者については、「8 管理監督責任を負った者への継続的指導」に定めるところによる。

3 期間等

継続的指導は、懲戒処分の種別に応じて、原則として次に定める期間の範囲内で実施する。ただし、行政措置を受けた者については、県教委及び所属長が協議の上、3か月間の範囲内で実施期間を定める。

また、所属長は、所定の指導期間終了後も、必要に応じて、指導対象者と継続的かつ定期的に面談等を行うこと。

- (1) 停職の懲戒処分を受けた者 停職の期間が終了した日から1年間
- (2) 減給の懲戒処分を受けた者 発令日から6か月間
- (3) 戒告の懲戒処分を受けた者 発令日から3か月間

4 実施場所

継続的指導は、指導対象者の所属において実施する。

5 内容

継続的指導の内容は、原則として次のとおりとする。ただし、行政措置を受けた者については、県教委及び所属長が協議の上、実施内容を定める。

- (1) 指導対象者は、期間中、月に1回報告書を作成し、管理職（所属長又は副課長、次長、副校長、教頭、事務部長等をいう。以下同じ。）と面談する。
- (2) 所属長は、月に1回、所見を付した上で、報告書を県教委に提出する。
- (3) 所属長は、指導対象者と授業や部活動等の場面における児童生徒、児童生徒の保護者、一般県民等との関わり方について、非違行為の内容に応じて、県教委と協議しながら方針を定める。
- (4) 管理職は、面談等を通じ、指導対象者とコミュニケーションを図るとともに、指導・助言を行う。
- (5) 管理職は、指導対象者の円滑な職務遂行に向けた職場の雰囲気醸成に努める。

6 県教委の役割

- (1) 県教委は、指導対象者が懲戒処分等の後に職務に就く際の所掌業務等に関し、指導対象者の所属長に助言を行うものとする。
- (2) 県教委は、継続的指導終了後の勤務状況について、指導対象者の所属長に報告を求めるものとする。

7 引継ぎ

指導対象者が懲戒処分又は行政措置を受けたこと及び非違行為の内容については、必ず文書により引継ぎを行うこと。

また、引継ぎ文書は、指導対象者が当該懲戒処分等を受けた際の所属長が作成し、その後の所属長（指導対象者が異動した場合には、異動先の所属長）に、確実に引き継ぐこと。

8 管理監督責任を負った者への継続的指導

県教委は、管理監督責任を負った者に対して「3 期間等」に準じ定期的に面談等を通じて指導を行うものとする。

9 事務の所管

県教委が行う事務の所管は、教育政策課所管の職員については教育政策課、教職員課所管の教職員については教職

員課とする。

10 その他

1から9までに定めるもののほか、この継続的指導の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

人事情報引継書（例）

学校名（当時）		学 校	
校長（当時）	氏名		
職員	氏名		
	年齢（当時）	歳	
処分等	年月日	年 月 日	
	内容		
事案	発生年月日	年 月 日	
	概要		
継続的指導	期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	内容		
	状況等		
その他			